



「自主・実践・友愛」

令和8年4月14日

第3号

野々中
だより



いじめについて考える

いじめとは・・・いじめ防止対策推進法には次のように定義されています。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

野々市中学校においては、「いじめ防止基本方針（HP掲載）」を定め、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努めております。学校は、子供たちが毎日の生活を行う居場所として、「安全・安心」な空間であることはもちろんのことですが、人間形成の観点からも「他の人に心身の苦痛を与えない」ようにすることを求めて、教育活動を行っております。その一環として子供たちを「褒める」ことや「認める」ことで、子供たちの自己肯定感をさらに高めていきます。このことは、野々市中学校の教育活動の根幹として、とても大切に考えています。また、集団においては「共感的な人間関係」を大切にし、道徳や学活、自問活動を通じて、相手の立場を思いやる気持ちや、多様性を認める価値観を育ててまいります。ご家庭におかれましても、お子様と「いじめ」について考えていただけますと幸いです。

職員紹介

今年度、野々市中学校をサポートして下さる3名の方をご紹介します。

<生徒指導サポーター・いじめ対応アドバイザー>

小田 初則さん 休み時間や授業での生徒の様子を観ていただき、様々なアドバイスや時には生徒に直接声かけ等をしていただきます。他機関との連携が必要な場合には仲介役としてお世話していただきます。

<スクールカウンセラー>

岡崎 純子さん 生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員への研修、緊急対応における生徒の心のケアを行っていただきます。
栗林さつきさん